

一般競争入札の実施について（入札公告）

次のとおり一般競争入札を行うので、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則第66条の規定に基づき公告する。

令和4年5月9日

社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団
理事長 阪上 昭次

記

1. 入札に付する事項

- (1) 入札方法 紙による一般競争入札
- (2) 対象物品 中野ぬくもりの郷 電化製品購入
物品内容は仕様書による。
※運搬費、設置費及び調整費等を含む
- (3) 納品場所 伊丹市中野北4丁目17-3
- (4) 納品期日 令和4年6月中
※納品は落札日から1カ月程度を予定、詳細は担当者と協議の上決定。
- (5) 予定価格 3,200,000円（税抜）
- (6) 最低制限価格 なし
- (7) 入札保証金 なし
- (8) 契約書の作成 必要
- (9) その他 施設開設準備補助金事業

2. 入札に参加する者に必要な資格等

この入札に参加する者に必要な資格は以下のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づき地方公共団体の入札参加の制限を受けている者でないこと。
- (2) 法令等の規定により営業停止を受けていない者であること。
- (3) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条各号のいずれかに該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 過去3年以内に電化製品の納入実績があること
- (6) 当法人の理事長および理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者または3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、当法人と特別の利害関係を有しないこと。

3. 入札参加資格確認の申請及び結果通知

- (1) 申請期間 公示の日から令和4年5月16日（月）午後5時00分まで
入札参加希望業者は入札参加申請書とその他必要書類を持参又はメールにて
※入札参加申請書はホームページよりダウンロードすること
- (2) 結果通知 令和4年5月17日（火）メールにて入札参加資格確認通知書により通知する。原本は後日郵送する。

4. 同等品申請書の提出期限と回答方法

- (1) 提出期限 令和4年5月10日（火）午前9時00分から令和4年5月19日（木）午後5時00分まで

※同等品申請書はホームページよりダウンロードすること。申請書と必要書類は持参又はメールにて受付

- (2) 回答期限 同等品の可否は入札参加資格通知発送後、入札参加資格可となった業者にのみ、提出のあったものから順次メールにて回答する。
最終回答日は令和4年5月20日(金)

5. 入札、開札の日時、方法等

- (1) 入札期限 令和4年5月24日(火)午後5時00分までに持参又は郵送(郵送の場合は配達証明に限り、前述の日時必着)にて入札書を提出。
※入札書はホームページよりダウンロードすること
- (2) 開札日時 令和4年5月25日(水)午前10時00分 即時開札し業者決定
※入札者は入札時刻までに会場に入室していること。入札会場入室時には入札参加資格確認通知書をもって入札者の確認を行うので、必ず持参すること。
- (3) その他 前日までに入札がない場合は入札自体を中止する。

6. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格で入札したものとする。
- (2) 落札者同額の入札をした者があるときは、くじ引きによって落札者を決定する。
- (3) 入札執行回数は1回とする。

7. 入札に関する注意事項等

- (1) 入札に関する条件等
- ・入札書に入札金額、入札者に関する適正な記名押印があり、入札内容が明確であること。
 - ・入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと
 - ・電報、FAX、電話その他電気通信による入札は認めない。
 - ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭でないこと。
 - ・入札書を提出した後は、入札の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 請負金額は、特に指示しない限りは、入札書に記載された金額に10%を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を決めなければならない。
- (5) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (6) 同一事項の入札について、1者の入札者が2通以上した入札でないこと。
- (7) 入札後に仕様内容に対する異議申し立てはできない。
- (8) 入札執行を妨げる行為をしてはならない
- (9) 辞退について
- ・入札を辞退するときは、その旨を申し出ること。
 - ・入札辞退届(任意の様式。差し支えない範囲の理由を記入すること。)は必ずメールにより提出すること。
 - ・一度辞退届を提出した場合には、当該辞退届を撤回することはできない。
- (10) 無効となる入札について
- ・入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した入札。

- ・入札参加申込書に虚偽の記載をした者の入札。
- ・予定価格を超える金額の入札。

(11) 入札の中止等

- ・不正、その他の理由により競争性の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。
- ・公告後、天災等予測できない事情により、入札の競争性及び公平性を保つことが困難と認められるときは、入札の執行を延期し又は取り止めることができる。
- ・入札参加者が不正行為等の疑いのある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。
- ・上記の場合には、速やかに当該措置の内容をホームページに掲載するとともに、当法人が把握している入札参加予定者に通知するものとする。

10. その他

- (1) 現場説明はしない。
- (2) 入札の結果、不調となったときは、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則第68条第1項第6号に基づく随意契約とすることがある。

11. 問合せ先 〒664-0014 伊丹市広畑3丁目1番地いきいきプラザ内

伊丹市社会福祉事業団 法人事務局総務課 担当：賤間（ざいま）

☎072-784-9987 e-mail : jig117@jigyoudan-itami-hyogo.jp